

令和2年2月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	佐藤政隆
委員会開催日	令和2年3月5日(木)、10日(火)、12日(木)
所属委員	[副委員長]佐藤郁雄 [委員] 江花圭司 荒秀一 安部泰男 円谷健一 宮川えみ子 渡辺義信 満山喜一 西丸武進



佐藤政隆委員長

(1) 知事提出議案：可 決…34件

※[知事提出議案はこちら](#)

(3月 5日(木))

江花圭司委員

土14ページ、国道459号の改築の説明があったが、もう少し詳しく説明願う。

道路整備課長

国の補正に伴って、急カーブ、急勾配箇所を早期解消が必要な国道459号の見頃バイパスなどの事業の進捗を図るものである。

江花圭司委員

国道459号の対象の区域や工区を聞く。

道路整備課長

喜多方市から山都町に向かう道路の最初にある、狭く急勾配、急カーブの箇所、いわゆる見頃地区のバイパス事業である。

江花圭司委員

喜多方市でハザードマップを作成しており、それに伴い主要事業一覧資料4ページには喜多方建設事務所分で7つの交付金事業(河川)が入っている。堤防補強や築堤工とあるが、これは今回の台風第19号とは関係なく、これからの災害に対する補強工事との認識でよいか。

河川整備課長

主要事業一覧資料で計上している箇所について、台風第19号により川の流れ等が少し変わっているところがあるため、それを踏まえて調査し、必要な箇所について実施する予定である。

堤防補強については、今年度から予定していた箇所に加えて、追加に必要な箇所を計上している。

江花圭司委員

主要事業一覧資料5ページ、交付金事業(砂防)の山崎地区の擁壁工は、昨年決壊した場所に関するものか。

砂防課長

山崎地区については急傾斜地崩壊対策事業を実施しており、早期完了に向けて国の補正を受けて事業を実施するものである。

宮川えみ子委員

土5ページ、漁港事業費の補正について、本会議でも質問したが、砂がたまり過ぎて全体的に漁船の往来が難しくなっている。補正予算に結構大きい額が計上されているが、例えば勿来漁港は3倍以上の予算がないと難しいと聞く。しゅんせつは数年に1回行えばよいというものではなく、その辺を全体的に考えた上での補正内容か。

港湾課長

漁港のしゅんせつについては、保全計画をつくって計画的に実施している。勿来漁港については、漁協から近年堆砂が激しいとの話を聞いているため、今年度は昨年度より事業費を増やして実施し、また今回の国の補正を受けてしゅんせつの範囲を広げている。漁業者の意見を聞きながら、しゅんせつが必要な箇所や緊急性がある箇所を優先して実施している。

宮川えみ子委員

対応するよう要望する。

土35ページ、空き家活用推進費（再生・復興）の内容と、かなり残がある理由を聞く。

同ページの住宅取得支援事業費の内容と、かなり残がある理由を聞く。

建築住宅課長

住宅取得支援事業費の移住促進仮設住宅提供事業で、約1,100万円減額している。この事業は、市町村が応急仮設住宅を使ってお試し住宅を造る際の資材の運搬や、再利用の設計書を作成する事業であるが、仮設住宅を再設計せずにそのまま使用したため、当初想定していた設計費用を減額している。

建築指導課長

空き家活用推進費については、空き家を取得して改修等を行い、自ら居住する方に補助する事業である。

減額の主な内容について、1点目は、県外からの移住者へ空き家・ふるさと復興支援事業を募集により実施したが、当初想定50戸に対して補助見込みが35戸となったものである。

2点目は、県内で子育てする方への空き家再生・子育て支援事業で、同様に募集等により実施してきたが、当初想定20戸に対して補助見込みが4戸となったものである。

3点目は、住宅取得支援事業の来てふくしま住宅取得支援事業で、この事業は県外からの移住者に対する住宅取得支援を行う市町村への県の補助事業であり、当初想定30戸に対して、実施市町村の補助見込みの合計が21戸となったものである。

宮川えみ子委員

県外から県内への移住は人口問題等の点で非常に重要視されている政策で、伸び悩んでいる部分は再検討の余地があると思う。今年度の状況を踏まえて、来年度は予算を減らすのではなくさらに進めていく必要があると思うが、市町村を含めてどのように工夫して取り組んでいくのか。

建築指導課長

空き家活用推進費に関する移住者等の取組については、これまでも市町村や関係団体と連携して新聞、ラジオ、テレビ、県外向けのイベント等において広報活動に努めており、来年度も引き続き取り組んでいく。

空き家再生・子育て支援事業については、市町村の空き家バンク等の活用を図る視点があるため、市町村の空き家バンク設置数の支援や空き家バンク登録住宅の充実等について引き続き進めていく。

住宅取得支援事業の市町村への補助事業については、市町村が実施することが基本的な考え方であり、今年度は26市町村が事業に取り組んだ。現在も市町村に対して制度の立ち上げを支援しており、来年度はおおむね7市町村で制度化の意向がある。引き続き市町村等と連携して本事業の普及啓発に努めていく。

宮川えみ子委員

土79ページ、県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更について、負担金は一律ではなく事業または市町村の財政力によって違うのか。主なルールを聞く。

また、石川町は変更後は事業費及び事業費に対する負担金額がゼロとなっているが、取扱いを聞く。

砂防課長

急傾斜地対策事業を実施する際に市町村が負担する金額について、国からの交付金で実施する事業については、崖の高さ、人家の戸数、公共施設の有無によって5%または10%の負担割合がある。県単で実施している事業については、市町村で10%を負担している。

石川町の負担金がゼロとなる件については、当初、石川町大室地区で急傾斜地対策事業を実施するための地元説明会や用地測量を行う負担金として計上していた。10月に地元説明会を行う予定であったが、台風によって地元説明会が延期になり、今年度の事業実施が難しいため、負担金をゼロとするものである。

荒秀一委員

土24ページ、砂防事業費の約25億9,000万円の補正について、宇田川の上流で土砂流出防止工事を行うとのことだが、詳細な説明を願う。

砂防課長

台風第19号により河川の流域の上流に大雨が降り、今も土砂や流木が堆積している状況である。それが次期出水や大雨によって下流域に流れると、そこで洪水、氾濫を起こす危険性があることから、上流域での砂防計画を立てて、砂防堰堤や流木止めなどの対策事業を実施していく計画である。

荒秀一委員

台風第19号に係る継続的な部分があると思うが、範囲や地区は決まっているか。

砂防課長

例として宇田川を挙げたが、土砂や流木がたまる地域や出てくる地域の調査を行い、流域の範囲を決めて対策を検討していくため、今の段階で範囲は定めていない。

荒秀一委員

調査を行いながら災害の状況に応じた復旧に取り組むと思うが、あくまでも継続を前提として、砂防の事業目的が完成するまで続けると理解してよいか。

砂防課長

今回の状況を調査して施設計画等を立てたものについては、しっかりと砂防施設や事業を継続して完成させていく。

宮川えみ子委員

部長から、河川の監視カメラについて避難行動につながる水位情報の発信に取り組むとの説明があったが、取組の流れを聞く。

河川整備課長

監視カメラによる河川情報の発信について、河川の監視カメラによって身近な河川の情報をインターネット、ウェブで確認することが可能になるため、各自で近くの河川の状況を把握して避難行動につなげることができる。

監視カメラについては今回の補正予算に67基分を計上しており、今後も市町村と協議しながら設置箇所について調整していく。

宮川えみ子委員

補正予算及び当初予算に計上するとのことだが、今回の災害を踏まえてどのような場所に重点的に設置するのか。

河川整備課長

設置箇所については、今回被災した河川、特にバックウォーターの影響を受けた箇所、破堤した箇所等を中心に優先的

に設置していく。

(3月10日 (火))

江花圭司委員

土9ページ、調査研究費の土木部ICT推進事業の内容を聞く。また、イノベーション・コースト構想との関係を聞く。

技術管理課長

土木部ICT推進事業は、土木部で所有しているドローンのメンテナンス費用、講習会の実施費用を計上している。また、来年度から新たに、ICT未経験の企業に専門家を派遣して技術的支援を行うICT活用工事チャレンジ支援事業に取り組むこととしている。

イノベーション・コースト構想との関係については、現在整備を進めているロボットテストフィールドでドローンを活用しながら日々の業務の練習を行う。

江花圭司委員

ICT活用工事チャレンジ支援事業の内容及びロボットテストフィールドでのドローンのテスト内容を聞く。また、建設、土木関係者への周知方法を聞く。

技術管理課長

ICTとは、例えばバックホーや建設機械について、情報通信技術により自動制御できる機械を利用して工事の生産性の向上を図るものである。ICT活用工事チャレンジ支援事業は、ICT未経験の企業に専門家を派遣してICT技術を習得する事業である。

ロボットテストフィールドにおける土木部のICT活用については、ロボットテストフィールドにあるトンネルや様々な建物を活用しながら飛行訓練を行う取組をしていく。

周知方法については、様々な機会を捉えて、建設業協会等の業界に対して広く周知を図っていく。

江花圭司委員

一般質問等でも挙げたが、イノベーション・コースト構想自体の周知がまだ足りないため、土木部だけで周知するのではなく、目的意識を広く持ってその概念を会津地方まで周知するよう願う。例えばバックホーの自動運転技術の未経験者といっても現状では経験者が多く、必要性が見えない部分があると思うため、周知方法についてイノベーション・コースト構想を含めて分かりやすく行うよう願う。

技術管理課長

土木部が行うICT活用工事については、現在受注者の希望に応じて実施している。これを広く普及するため、生産性向上につながる取組の内容について理解を得られるよう、県内各方部で講習会等を実施している。

宮川えみ子委員

派遣職員について聞く。

土8ページに管理運営費の自治法派遣職員等受入経費と、管理運営費(再生・復興)の災害派遣職員等受入経費があり、前者が台風第19号に関する派遣、後者が原子力災害に関する派遣だと思うが、違いを聞く。

昨今は災害が多く、目標どおりの確保がなかなか難しい状況である。今年度の目標に対する確保状況を踏まえて来年度の派遣要望を行うと思うが、今年度の要望状況及び結果を聞く。

要望どおりにいかないと超過勤務が増加したり事業が遅れたりする問題が出てくると思うが、どうか。

土木総務課長

土8ページの冒頭にある自治法派遣職員等受入経費は、委員指摘のとおり台風第19号等に関する派遣であり、災害派遣職員等受入経費は東日本大震災に関する派遣である。東日本大震災に関する派遣の事項を管理運営費(再生・復興)とし

て区分している。

受入れ人数は変動するが、東日本大震災に関する派遣では今年度は合計36名を受け入れている。昨年10月の台風第19号に関する派遣では12月から1月までに13名を受け入れている。

来年度に向けた必要人数を全国知事会や関係省庁に依頼しているが、予算ベースでは台風第19号に関する派遣は大変多い金額で、東日本大震災に関する派遣は少ない金額となっている。台風第19号に関しては40人半ばを要望したが、実際には10人台で調整している。東日本大震災に関しては約30人で調整しており、これから最終的に確定していく。

宮川えみ子委員

台風に関する派遣は40人程度を見込んだ予算、震災に関する派遣は30人程度を見込んだ予算とのことである。派遣職員の確保ができないとしわ寄せが生じ、また今は技術職員の確保が厳しいと聞いている。

そこで、職員の確保の問題について考えを聞く。

土木企画課長

土木総務課長から述べたとおり、来年度に必要な職員の確保に向けて、全国知事会等へ要望、調整している。来年度予算をしっかりと執行するため、職員の確保に向けて発注者支援業務といった委託業務等を活用しながら、適切に執行を図る体制を考えている。その中で、他県からの応援職員あるいは外部委託等を活用しながら執行体制の補完に努めていく。

安部泰男委員

土8ページ、土木総務費の土木部高度情報化事業費について、新年度の具体的な取組を聞く。

技術管理課長

土木部高度情報化事業費については、予定価格を算出するための設計積算システムの運営費のほか、電子納品システム、パソコン上で行うCADシステムを活用するための費用である。

宮川えみ子委員

土12ページ、道路橋りょう維持費の道路長寿命化対策事業費について、去年と比べて約3分の1弱に減少しているが、ほかの事業に替わったのか。また、長寿命化対策事業費は減らすわけにはいかないと思うが、どうか。

道路管理課長

道路の橋梁、トンネル等の長寿命化が来年度から補助化されるため、替わった費目が大きくなっている。

佐藤政隆委員長

具体的に替わった費目を説明願う。

道路管理課長

土14ページ、道路橋りょう整備費の補助事業（道路）に主に橋梁修繕、耐震補強並びにトンネル及び構造物修繕等の予算が含まれている。

宮川えみ子委員

補助事業となる理由を聞く。

道路管理課長

あくまで想定であるが、国が進めている国土強靱化事業の関係で橋梁等の維持補修について補助化していると考え。

宮川えみ子委員

有利に補助金が配分されるのか。

道路管理課長

交付金事業から補助事業に振り替わったものがあり、補助実数としてはさほど変化はないと考える。この補助事業に今まで県の単独事業や起債事業で行ったものを認める要件が増えているため、その分は有利になると考える。

安部泰男委員

土12ページ、道路橋りょう維持費の中で、昨日LED化を進めていくとの説明があったが、新年度の具体的な内容及び

事業量を聞く。また、道路橋梁のLED化を進めることにより、維持管理費はどの程度軽減されるのか。

道路管理課長

トンネル照明は約1万3,300灯あり、LED化により電気料の削減、施設の長寿命化によるコストの削減が図られる。また、県の目標である二酸化炭素削減に大きな効果があると考えている。

県が管理している道路照明は約5,800灯で、そのうち約900灯が既にLED化されており、令和元年度から3年間かけて全てLED化する計画である。それにより、道路照明の電気料が現在の年間約1億5,000万円から半分に減少すると想定している。

現在トンネル照明と道路照明を合わせると年間約4億5,000万円の電気料がかかっているが、計算上では半額程度に減少すると想定している。

西丸武進委員

トンネル照明について、1万3,300灯のうちLED化されている灯数を聞く。

道路管理課長

現在約960灯がLED化されており、今後の目標として全てLED化することを考えている。その理由は、1点目は先ほど述べたように二酸化炭素の削減が図られるためである。2点目は社会的な問題であるが、現在使っているナトリウム灯や水銀灯の生産等が今後禁止されていくためである。

西丸武進委員

現在約1万3,300灯のうち960灯がLED化されているが、全てLED化するまでに何年かかるか。

道路管理課長

道路照明については令和元年度から3年間かけて行う計画である。トンネル照明は少し数が多いため若干遅れが生じるかもしれないが、道路照明と同様に3年程度での更新を考えている。

江花圭司委員

同じくLED化について聞く。各市町村ではリースや昔のESCO事業等を活用しながら取り組んでいるが、県の場合、この程度の規模になると予算は約2分の1になる。リースや昔の有利な制度を使うと、財源確保のためにより形や仕組みになると思うが、予算を削減していく仕組みについて聞く。

道路管理課長

今年度からの導入に当たり昨年度にリース方式等を検討したが、現在公適債というLED化更新時に使える起債があり、そちらが有利と判断した。

江花圭司委員

勉強不足で申し訳ないが、公適債の仕組みを聞く。

道路管理課長

公共施設等適正管理推進事業債という起債事業で、対象が事業費の90%であり、そのうち地方交付税措置率は条件によって30~50%が交付されると聞いている。

江花圭司委員

リースアップして県の所有物になるのではなく、最初から起債で購入するのか。

道路管理課長

委員指摘のとおりである。

宮川えみ子委員

土12ページ、説明欄に様々な事業の記載があるが、どの事業に道路及びトンネル照明のLED化予算が含まれているのか。

道路管理課長

道路橋りょう維持費の道路維持補修事業にLED化予算が含まれている。

佐藤政隆委員長

約121億7,700万円のうち幾らか。

道路管理課長

道路照明施設更新費として約23億3,000万円を組み込んでいる。

江花圭司委員

目的にCO₂削減が含まれているが、カーボンオフセットやJ-クレジットなどの生活環境部との関係性はあるか。

道路管理課長

CO₂削減を目指しているため、関係性はある。

土木総務課長

LED化と生活環境部との関係について、生活環境部において各部局のCO₂削減に関係する事業とその効果を把握するため、毎年各部局に該当事業を照会しており、土木部として該当事業について回答している。

江花圭司委員

道路維持補修事業費のLED化以外の予算の中で、県道の枝払い等を含めた除草関係の予算を聞く。

道路管理課長

一般補修に土のう積み、路肩崩壊の修繕、除草の経費が含まれており、約53億円を計上している。そのうち除草費は路肩の草刈りの予算として約13億円を計上している。

江花圭司委員

今年はオリンピックが開催されるため、地域からの要望の中で、山都の宮古に行くところ、中ノ沢のグリーンライン、サイクリングロード等の様々な場所の除草や路肩の雑木の枝払いが挙げられているが、例年13億円の予算で足りているのか。

道路管理課長

道路維持補修事業費についてはおおむね例年並みであり、今年度分にシーリングの増加分を上乗せしている状況である。維持補修についてはその年の気候や状況によって行使が大きく変わるため、現地を確認しながら対応していきたいと考えている。

宮川えみ子委員

土20ページ、四時ダムののり面補強の場所を聞く。

同ページの河川海岸維持管理費は、水害で河口に砂がたまったり、灌木が流れてきたりと河口閉鎖の状況が厳しいことを見込んでいると思うが、説明願う。

河川整備課長

四時ダムののり面補強関係については、右岸ののり面にクラックが入っているため、のり面補強工事を行うものである。

河道掘削については河川内の土砂の掘削を行うものであるが、委員指摘の河口部の閉塞等は、現地の状況を見て必要な場合に対応していく。

安部泰男委員

土14ページ、道路橋りょう整備費について、昨日上三坂小野線も含まれていると説明があった。最近住民から黄色いセンターラインや道路の路側帯を示す標示が消えかかっているところがたくさんあるとの相談を受けるが、それらの維持補修はどのように行っているのか。また、新年度は上三坂小野線の事業はどのような形で取り組むのか。

道路管理課長

区画線の維持管理については、先ほど述べた維持費と補修費の中で、日常パトロールにより点検して、優先順位を考えたしながら区画線を引いている。また、黄色い線や横断歩道の補修要望が住民から上がってくるが、それについては公安委員

会と道路管理者で区分しており、黄色いライン、横断歩道等は公安委員会、白い区画線、外側線等は道路管理者が引くことになっている。

道路整備課長

補足する。委員指摘の道路橋梁整備費については、どちらかというと改築系の事業であり、維持補修系の事業ではない。

江花圭司委員

土14ページ、先ほど上三坂小野線の話が挙がったが、説明の中で会津縦貫道の話があった。会津縦貫道のうち、どのエリアの整備か。また、予算規模及び整備内容を聞く。

高速道路室長

会津縦貫道の予算は補助事業の中に計上されており、工区は縦貫北道路の若松北バイパス、南道路の下郷田島バイパスについて計上している。若松北バイパスについては工事着手に向けた調査費として3億9,690万円を計上している。下郷田島バイパスについては設計、用地補償費、改良費等として6億4,260万円を計上している。南道路の2工区については、新規事業化に向けた道路調査事業として1,560万円の調査費を計上している。

宮川えみ子委員

土26ページ、国直轄河川事業費負担金の河川事業費負担金の約35億円について、国直轄事業の負担金のルールはあるのか。例えば、事業費の割合によるなど状況によって動くのか。また、これは純粋な県の予算になるのか。後から何らかの補填があるのか。

河川計画課長

国直轄河川事業費負担金として計上している約30億2,000万円については純粋な県の負担金であり、負担率が約3分の1であるため約3倍の事業規模となってくる。昨年度予算と比較しても約2倍に増えており、1月末に公表された阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより、台風災害を踏まえて集中的に投資していくと聞いている。県費負担分については、後ほど交付税による措置があると聞いている。

宮川えみ子委員

交付税措置として後ほど全て戻ってくるのか。

土木総務課長

各事業、制度によって微妙に違うところはあるが、一般的に国直轄事業負担金については土14ページに記載があるように起債を充当することが可能である。僅かな一般財源であるため90%以上の起債充当率であると考えている。その中の交付税措置の償還時の割合については、手元に数値がないため後ほど説明する。

佐藤政隆委員長

これは市町村負担金と同様の考え方で、国の事業に対する県の負担金と考えてよいか。

土木総務課長

国の一定の事業計画に基づいて行う事業について県が負担するものである。内示等はあるが、基本的には市町村のように要望を踏まえて事前に調整するものとは異なる。

宮川えみ子委員

土61ページ、高柴ダムの事業費の債務負担行為はゲートの工事か。また、このような工事はダムができてから初めて行うのか。併せて、堆砂除去の頻度を聞く。

河川整備課長

高柴ダムの債務設定については、ダム本体内に設置している土砂はけ用の導水管の更新工事であり、今年度から令和4年度までの計画で連続して実施することにより、工期を短くすることができる。導水管の設置から約57年が経過して大分老朽化が進み、支障が出るおそれがあるため、改良工事により更新するものである。

堆砂除去は堆砂がある程度底にたまったら実施している。頻繁に行うわけではなく、ダムの底にある程度砂がたまっ

て管理上の支障を来したり、利水面で水を十分に確保できなくなった場合に実施している。

宮川えみ子委員

土64ページ、空港用化学消防車両購入について、複数年かけて海外から購入すると聞いたが、どこの国から購入するのか。また、日本にはない技術のため海外から購入すると思うが、どのような特殊性があるのか。

空港施設室長

国内で化学消防車を製造しているメーカーが1社あるが、購入を考えている放水量、放射量を確保できる大型化学消防車は製造していない。この化学消防車は、放水では消化できない石油コンビナートや航空機火災などに対応するため、泡消火剤や粉末消火剤を走りながら放射できる特殊性を持った化学消防車である。

宮川えみ子委員

どの国から購入するのか。また、日本の製造メーカーは需要の関係であまりもうからないため大型の消防車を造らないと思うが、どうか。

空港施設室長

海外では、オーストリアのローゼンバウアー社、アメリカのオシユコシユ社、フランスのシデス社の3社で製造していることを確認している。委員指摘の国内の会社については、以前は10 t級の放射量の科学消防車を造っていたが、現在製造している車両では6,000lの放射量が最大である。

宮川えみ子委員

3社のうちどこから購入するのか。これから値段等を比較して決めるのか。

空港施設室長

これから選定する。

安部泰男委員

土23ページ、ダム事業費について、高柴ダムにおける浸水想定図の策定の説明があったが、具体的な内容を聞く。

河川整備課長

ダム下流の浸水想定区域図について、日中ダム、小玉ダム、田島ダムの3つのダムについての作成を予定している。高柴ダムについては、既に鮫川の浸水想定区域図を作成済みである。

安部泰男委員

土24ページ、砂防施設費をいわき市で事業展開するとの説明があったが、具体的内容を聞く。

砂防課長

砂防施設費については、砂防堰堤や急傾斜地対策等の交付金事業の採択基準にならない砂防事業を実施する事業であり、今回いわき市常磐岩ヶ岡町の山ノ根1号地区等において急傾斜対策事業を実施する。

安部泰男委員

土28ページ、港湾事業費（再生・復興）について、小名浜港東港の越波対策を行うとの説明があったが、事業内容を聞く。

港湾課長

港湾事業費（再生・復興）として計上している越波対策工については、補助事業（港湾）（再生・復興）として約10億円計上している部分である。今造成している東港の沖側が高波浪あるいは台風等で浸水する傾向にあり、国、県と一緒に護岸をかさ上げすることによってヤード内の浸水を防ぐ工事を進めている。

宮川えみ子委員

港湾整備事業特別会計について、越波対策としてかさ上げを行うとのことだが、最近の津波の状況を受けて実施することとしたのか。また、どのぐらいの高さになったのか。

大きい津波が来た場合に東港で働いている人の避難の問題が心配される。避難タワーのようなものは造られているが、

あれほど大きい津波ではどのように避難するのか疑問に感じる。津波が来た際に避難する最大人数を聞く。また、避難方法はタワーに登るのか、または橋のほうに逃げるのか。

港湾課長

越波対策としての護岸のかさ上げについては、特別会計での事業ではなく、一般会計の国の補助事業で実施している。おおむね5mほどの高さの壁をイメージ願う。

小名浜港東港地区の避難計画については、暫定供用、本格供用に向けて、関係者と検討会を開きながら避難計画を練っている。高さ40mほどのベルトコンベヤーの建屋を緊急の避難所として利用する、あるいはアクアマリンブリッジに逃げるシミュレーションを行い、了解を得ている。

避難人数については、まだはっきりしていないが運営事業者によると供用に当たっておおむね100名が事業地内に雇用されるのではないかとの話がある。我々が実施している避難計画では、おおむね400人の作業員がいる想定でシミュレーションを行っており、津波が到達する30～40分の間に400人全員がベルトコンベヤーの建屋またはアクアマリンブリッジに避難できる。船上で作業している方は30分程度ではなかなか逃げ切ることができないため、これらの方は船に乗った状態で避難することについて事業者等に了承を得て、計画を公表している。

これから将来に向けて東港を拡張していくが、徐々に作業員が増えるため段階に合わせて避難計画を見直していく。委員指摘の避難タワーについて、例えば今後港に緑地ができたり、一般の方が敷地に入る状況になった場合、必要な避難場所を設置する計画である。

土木総務課長

午前中の答弁の中で、追加説明及び訂正があるため説明する。

まず、土8ページ、宮川委員からの自治法派遣職員受入経費及び災害派遣職員等受入経費の質問について、現時点で全国知事会、国に46名の派遣を要望しており、その経費として約4億2,900万円を計上している。訂正する。

続いて、土26ページ、上から2段目の国直轄河川事業費負担金の約35億2,500万円に関して、宮川委員からの県の負担額の構成に係る質問について述べる。国の事業メニューに合わせて4つの起債を充てているが、充当率が90～100%であり、これが土26ページの歳入欄の県債（一般財源）の35億2,000万円である。償還の際の交付税率については、一般事業債で22%であるが、90ないしは95%の償還率である。

最後に、委員長からの河川事業費負担金の流れに関する質問について述べる。当然に国が管理する阿武隈川や阿賀川の事業について県が負担することになるが、国とよく調整した上で事業を開始して、国から文書を受ける作業をするため、市町村負担金と同様の流れである。

荒秀一委員

土28ページ、港湾振興費（再生・復興）のふくしま外航クルーズ船誘致促進事業（復興）、そして、港湾事業費の補助事業（クルーズ受入施設）として様々な事業が展開されている。

相馬港利用促進協議会に出席しているが、背後地等の観光的な意味合いが非常に大きいと認識している。国の補助事業でもあり、感染症の流行による問題や指摘があるかもしれないが、来年度に向けた取組の考え方を聞く。

港湾課長

クルーズ船の誘致促進事業等の来年度に向けた取組について、クルーズ船の誘致事業については観光部局と連携して実施している。船社の運行計画の関係により募集して実際に寄港するまでには2年ほどかかるため、一般的にはおおむね2、3年後の寄港を目指して誘致する。

東北の中でも相馬港、小名浜港とも外航クルーズ船の入港実績がない中で事業をスタートしているが、他県の状況を見ると内陸の観光等の地域活性化によりかなりの経済効果が見込まれ、本県においては何よりも訪日外国人からの本県の現状の発信、風評被害の払拭に大きく寄与する事業と考えている。

委員指摘のとおり、現在新型コロナウイルス感染症の問題が話題になっているが、これらの効果を考えて引き続き誘致

事業を実施していく。なお、感染状況や船会社の動向を注視しながら受入れ体制を整備していく。

荒秀一委員

予算の中身について説明願う。

港湾課長

当初予算の内容について、港湾振興費（再生・復興）で約1,000万円を計上しているが、これは観光庁の補助事業で行っており、庁内でいうと主に観光部局に予算が配分される事業である。この予算により、土木部ではクルーズ船を誘致するために船会社の有力な人を呼び、県内の有名な観光地あるいは穴場のスポットを実際に歩いて紹介する招聘事業を行っている。また、まだ外国船の入港実績がなく、クルーズツアーに向けたパンフレットやPR資料を全く持っていないため、そのような資料を作って船社にPRしていくソフト面の事業を実施していく計画である。

港湾事業費の補助事業（クルーズ受入施設）について、約1,200万円を計上しているが、訪日外国人が入港、来県した際に不便がないように、港周辺のWi-Fi環境や多言語の案内標識を整備するなど受入れ体制の一部としてハード面を整備するものである。

宮川えみ子委員

土69ページ、港湾整備事業特別会計について、建設関係の事業は来年度で完了するのか。また、今年度の主な事業の内容を聞く。

港湾課長

ふ頭埋立造成費として85億円を計上しているが、そのうち小名浜港ふ頭埋立造成事業（東港）の13億円については、土地を造るための埋立造成と、東港埠頭内の道路を整備する事業費である。小名浜港ふ頭埋立造成事業（東港野積場）については、野積場の舗装工、環境対策のための防じん柵、荷役機械の基礎工、散水に伴って発生する汚水の処理施設等を整備するものである。東港については令和2年度に県の事業を完了させるため、鋭意施工中である。大きな事業については本年度での完了を考えている。

西丸武進委員

土11ページ、道路橋りょう総務費の道路管理事務費について、道路パトロール業務（アウトソーシング）として7,900万円、道路維持補修業務（アウトソーシング）として1億円が計上されているが、アウトソーシングの意味を聞く。

道路管理課長

現在直営で道路パトロールを行っているが、道路補修員の高齢化に伴い、パトロールを直営で行うことが困難な事務所において、民間に道路パトロールを委託するものである。

西丸武進委員

外部委託の意味かと思う。本来であれば、外部委託の場合は総務部所管の3～5年の指定管理者制度として取り扱うと思うが、単純に民間に委託するのか。

道路管理課長

委員指摘のとおり単純に民間に委託するものである。現在直営で運転手兼補修員を雇用してパトロールを実施しているが、県のアウトソーシングの計画に基づき、運転手または運転手兼補修員の退職に伴ってアウトソーシングを行っている。

西丸武進委員

これは単年度ごとに行うのか。つまり、令和2年度のみ実施するのか。

道路管理課長

既に県南建設事務所、大峠道路管理事務所等でアウトソーシングを実施している。来年度、新たに県中建設事務所の一部、棚倉土木事務所、宮下土木事務所、南会津建設事務所等でアウトソーシングを実施する。今後、引き続き運転手または運転手兼補修員の退職に伴い、各事務所等でアウトソーシングを実施する計画である。

西丸武進委員

受皿はどこか。

道路管理課長

今まで委託してきた業者や今後のことを考慮して、各地域の維持管理を担っている建設会社に委託することを考えている。なお、通常道路パトロールは3人体制で車に乗って行すが、その全てを委託するのではなく、3人のうち1人は職員が同乗して実施する。

西丸武進委員

職員は再任用職員か。

道路管理課長

再任用職員ではなく、通常の職員である。

西丸武進委員

アウトソーシングにはいろいろ種類があると思うが、外部委託の場合は位置づけを明確にして行わないと職員の身分保全の問題が伴う。業者との間で指定管理者制度のようなやり取りをして、あくまでも職員の身分を保全していかなければならないと思うため、十分検討願う。

土12ページ、車庫整備費（県単）として5,300万円を計上しているが、施設の場所を聞く。

道路管理課長

国道115号線（仮称）日向車庫、小林会津宮下停車場線ほかの曲田車庫ほか、米沢猪苗代線裏磐梯車庫、国道459号線北山車庫、国道115号線猪苗代跨線橋車庫、中ノ沢熱海線沼尻車庫、下郷会津本郷線（仮称）東浦車庫の計7か所の除雪車庫の修理である。

西丸武進委員

土18ページ、河川海岸総務費の中の河川流域総合情報システム管理費として2億円強の予算を計上しているが、再度説明願う。

河川整備課長

河川流域総合情報システム管理経費については、河川法に基づき、河川の適正な管理を行って水害に備えるため、洪水予報システム、土砂災害情報システムを兼用した河川流域総合情報システムを県のホームページで公表しており、その管理や運営を行っている。

西丸武進委員

洪水、土砂等のシステムが含まれるとのことだが、システムは水位計のようなものか。

河川整備課長

水位計、雨量計の機能を含めて、テレメータシステム、洪水予報システム、土砂災害情報システムの管理を行っている。

西丸武進委員

予算に計上されている基数を聞く。また、設置場所及び目的を聞く。

河川整備課長

1級水系及び2級水系の河川に263局のテレメータシステムを整備している。雨が降ったときに雨量、河川の水位、土砂災害関係情報をホームページで公表するための経費である。また、降雨により水位が上がった場合に避難判断等を市町村に周知する際にこのシステムを使っている。

西丸武進委員

昨年の災害で、水位を測る目的で河道の中にテレメータが設置されていたが、水位の上昇とともに機械そのものが流されてしまい、水位計の役割がなくなってしまったケースが見受けられたため、設置の仕方や場所について慎重に対応しないとまずいと思う。特に洪水に関わる問題であるため、その部分はしっかりと押さえておくよう願う。要望である。

宮川えみ子委員

土78ページ、下水道事業会計予算について、4月1日より特別会計から企業会計に移行するが、その理由を聞く。

下水道課長

公共の住民サービスである下水道事業を将来にわたって安定的に提供していくため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要があることから、経営及び資産の状況等を正確に把握できる地方公営企業法に基づく公営企業会計に移行する。

佐藤政隆委員長

具体的に願う。

下水道課長

令和2年度から地方公営企業法に基づく会計に移行するが、地方公営企業法においては、土78～80ページに記載している維持管理経費等の経営活動に伴う収益的収支と、土81～83ページに記載している整備費等の施設の新設や改良に関わる資本的収支に分けて、今まで官庁企業会計として収入と収支のみ取り扱っていたものを、もともと持っていた資産や借入れを含める一般的な企業の会計手法を取り入れて、経営と資産の状況を正確に把握できるように経営していくものである。

宮川えみ子委員

なぜ企業会計にすると将来安定化し、基盤が強化され、マネジメントが正確になるのか。もう少し詳しく説明願う。

下水道課長

今までの官庁会計は、単純に当該年の収入と支出のみの比較になる。施設の購入や建造により、大量に資産を保有してかなり借金をしているが、半年ごとに経営状況を一般の方に公表するため、資産の状況を正確に把握して全体的に透明化することが可能になり、最終的には下水道料金が適切であることを証明できる。

宮川えみ子委員

下水道料金が値上げしやすくなるのが非常に心配される。透明化、合理化できるのはよいが、これから先、人口減少、高齢化、施設の老朽化により企業会計にしても非常に厳しくなることが目に見え、そのときに料金の値上げが発生すると思う。適切な下水道料金を証明するとの答弁があったが、どうか。

下水道課長

委員指摘のとおり、今後人口が減少して施設の老朽化が進み、下水道事業は本県のみならず全国的に厳しい状況になると予想されている。資産の明確化や透明化を図ることにより料金が適切であることを証明して、職員が少しでもコスト意識を持つことで無駄な費用をなくすため、企業会計を導入するものである。

佐藤政隆委員長

資産を明確化することによって減価償却費が出てくる。減価償却費は再調達するときの資金として留保しなければならず、今までは一般会計から補填されてきた部分があるが、考え方は従前と変わらないのか。

下水道課長

委員長指摘のとおり、基本的には今までと変わらない形で進めていくことで調整している。

円谷健市委員

土7ページ、職員費について、昨年の当初予算と比べて約10億円減少しているが、理由を聞く。

土木総務課長

土木総務費の職員費について、約38億5,600万円計上しているが、昨年より約10億円減額している。これは職員の経費や人数が減ったのではなく、土木部の公共事業費には、事業を執行する上で必要な人件費である職員費が含まれている。公共事業費を昨年より多く計上しているため、その分の人件費を公共事業費に含めて、職員費、総務費を減額して計上した。

佐藤政隆委員長

減額して計上したのではなく、様々な事業の中に含まれているとの意味ではないのか。

土木総務課長

土木総務費を減額したと述べたが、土木部の職員費は1,200人で10億円ほどかかり、内訳として公共事業費及び総務費に計上しているため、総額は減っていない。

宮川えみ子委員

下水道会計について、全国の企業会計への移行状況を聞く。人口密集地では一定の企業会計の扱いで運営できるが、企業会計に移行すれば人口減少により必ず値上げの問題が出てくると思う。基本的に一般会計と変わらないとの答弁は疑問である。

下水道課長

総務省より、都道府県及び3万人以上の都市については、今年の4月から全ての下水道事業を企業会計に移行するよう指導を受けている。

下水道事業が一般会計と変わらないとの表現については、今回の事業はできるだけ金がかからない形で進め、企業会計を導入することにより少しでもコスト意識を持ちながら企業マネジメントを行い、料金の上昇をできるだけ少なくするとの考えで進めている。

宮川えみ子委員

土115ページ、福島県都市公園条例の一部を改正する条例について、共架電線その他上空に設ける線類及び地下に設ける電線その他の線類に係る使用料は、今回新たに徴収するのか。

まちづくり推進課長

今までは細分化していなかったため、種類を分けて徴収するものである。

宮川えみ子委員

土117ページ、民事調停の申立てについて、調停であり仕方ないと思うが、裁判で追い出すことになると非常に重大な結果を招くことが考えられるため、この段階でのいろいろな努力を願う。

金の問題でこのような結果を招いたことは重々分かるが、家族構成に子供、年寄り、障がい者はいるのか。

また、再三にわたる納付指導とあるが、納付指導は委託先が行っているのか、または県が直接行っているのか。納付指導の内容を聞く。

建築住宅課長

民事調停の相手方の家族構成について、今回3人の民事調停を予定しており、1番目が世帯主を含めて4人家族で、子供が3人である。2番目が世帯主を含めて2人家族で、子供が1人である。3番目が世帯主を含めて2人家族で、子供が1人である。

納付指導については、滞納が始まったときは指定管理者が電話連絡や訪問を行い、その後も滞納が続く場合は、督促状、電話連絡、訪問を引き続き行う。それ以降は指定管理者だけではなく県の職員が一緒に対応している。

宮川えみ子委員

家族構成としては母子家庭が多いようである。県は市町村と違って減免を行っているが、賃金が12~15万円の方や非正規の方が多いため、最終的に追い出すことにならないように、横のつながりを調整願う。

私が市議会議員だったとき、水道を止めるのは公営住宅の管理と同じく市の行為であるが、水道を止めるときは必ず理由があるとして福祉部局につなぐといった横の調整を徹底して行ってもらった。例えば福祉面での対応が必要な場合、裁判を行う前に福祉部局につなげなければ重大な結果を招く可能性があると思うが、どうか。

建築住宅課長

今回申立てを行おうとする3人については、電話しても出ず、訪問しても会えない状況が続いているため、裁判所の権限の下に県と相手方で打合せの場を設けるものである。その中で、委員指摘の福祉面での対応が必要であれば関係部署に

情報提供等をしながらか、適正な入居を進めていく。

先ほどの委員ただしの相手方の家族の障がい者の有無については、誠に申し訳ないが、個人情報保護の観点からこの場での発言を控える。

宮川えみ子委員

よろしく願う。

土118ページ、福島県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例について、これにより申請者が有利になるのか。申請者から新たに手数料を徴収するとあるが、その意味を説明願う。

土121ページ、福島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例について、全体の基準の改正とのことだが、どのようなときに有利になるのか。

建築指導課長

土118ページの条例改正については、省令の一部改正に伴って、省エネルギー消費性能基準の評価方法に住宅関係のモデル住宅法等の評価方法が新たに追加されたものである。建築物エネルギー消費性能基準の適合認定制度の認定を受けることにより、例えば建物や住宅を分譲する場合の広告等に、省エネルギー基準に適合している旨の表示ができるほか、住宅金融支援機構から優遇金利を借りることができるといったメリットがある。これらを踏まえて認定の申請者が増加すると考えている。

土121ページの条例改正について、建築基準の法令関係では、建築物の用途や規模に応じて、火災の発生時に煙を排出する設備の設置や、燃えにくい材料で室内を仕上げるといった仕様が一律に義務づけられているが、今回の施行令の改正によって、火災発生時に壁などで区画された部分にいる全ての人が安全に避難できることを確認した場合は、施行令上、排煙設備や仕上げの制限を適用しないこととなった。それを受けて、条例においても火災発生時に壁などで区画された部分にいる全ての人が安全に避難できることを確認した場合は、施行令の趣旨と同様に排煙設備や仕上げの制限を適用しないこととするものである。

(3月12日(木))

江花圭司委員

土23ページ、日中ダム等の浸水想定区域図について、各市町村で作成するハザードマップの完了までのスケジュールを聞く。

また、各市町村のハザードマップの作成要望を受けて県が作成する浸水想定区域図の完了までのスケジュールについて、どのように市町村と調整しているか。

河川計画課長

洪水の浸水想定を行う箇所について、本会議では16河川と答弁したが、現在32河川を対象として洪水浸水想定図の作成に努めており、残りの16河川は令和2年度までの作成を目標としている。

国、県、市町村等で構成する水災害対策協議会があり、昨年末から協議会、幹事会等を開催して対象の河川等について説明した。市町村と協議しながら作成するため、市町村に新たな箇所の有無を確認し、31河川を追加で指定する方向性を示した。今後、県で策定に向けた調査を行った後、市町村と協議して浸水想定区域を指定するための手続を進める。その後、県から関係市町村に浸水想定区域の情報を提供して、それを基に市町村がハザードマップを策定する。そのスケジュールについては、市町村によって洪水のみのハザードマップを作成するなど、様々な情報を踏まえて作成する各市町村の事情を考慮して策定を進めていく。

江花圭司委員

例えば、県が作成する浸水想定区域図と市町村が作成するハザードマップを同年度末に完成させなければならない場合

はあるか。また、協議会が調整を図るのか。浸水想定区域図がないとハザードマップを作成できないため、2つを同時に完成させたり、短期間で作成したりすることは不可能に近いが、作成時期については市町村と調整しているか。

河川計画課長

基本的に浸水想定区域図の作成時期については水災害対策協議会を通じて市町村に予定を示しているため、同年度に浸水想定区域図とハザードマップを作成するようなタイトなスケジュールになることはない。県で浸水想定区域図を策定した状況を基に市町村でハザードマップを作成する流れで進められていると考える。

江花圭司委員

県内のサイクルツーリズムは観光面においても様々取り組んでおり、政府が自転車活用推進法を策定したことを受けて、県で自転車活用推進計画をつくっている。現在サイクリングロードとそれを結ぶ一般県道のブルーラインや矢羽根の推進計画を作成していると思うが、計画の完成時期及び道路への整備時期を聞く。

道路整備課長

委員指摘の自転車活用推進計画については、このたびパブリックコメントが終了し、今月末に策定するスケジュールで進めている。

自転車道とそれらを結ぶ県道との連携については、会津若松熱塩温泉自転車道線において、昨年10月に大川喜多方サイクリングロード案内誘導計画策定委員会を設立して、委員指摘の具体的な検討に着手したところである。ブルーラインは来年度を目標に色やデザインを含めて検討している。

江花圭司委員

今年度策定される推進計画に対して、今後の県内での動きを聞く。

道路整備課長

県南地域において自転車利活用のルート選定の協議会が設置されており、我々道路管理者も構成員となっている。自治体が協議会形式で設定したルートについては、今後県の推進計画策定委員会に諮り、そこで承認されたルートのうち県管理道路を県として支援し、自転車の活用の推進を図っていく。

宮川えみ子委員

遊水地について聞く。台風第19号とその後の豪雨は温暖化の影響を非常に受けており、今後水害問題は厳しい状況になると思う。堤防補強や河道掘削等の対策を行っていると思うが、遊水地は非常に重要になってきている。

現在遊水地として指定しているのはどのような場所か。また、その土地は県で買い上げているのか、あるいは用地補償して遊水地として指定し、何かあったときは水田等として耕作するのか。それらの考え方と今後の方向性について聞く。

河川整備課長

現在伊達市の東根川において、用地買収により整備した2か所の遊水地を既に使用しており、水位が上がって越水した際に水が遊水地に入るようになっている。現在、同じく東根川で新たに1か所を用地買収して遊水地の整備を進めている。

河川計画課長

遊水地の計画について補足説明する。遊水地は洪水の調節施設であり、遊水地以外ではダムや、都市部には地下に水を浸透させる施設がある。

河川整備課長から述べたとおり、現在東根川周辺に遊水地を整備しているが、河川の特徴によって効果が異なるため、それぞれの地域や流域の特性に合わせた治水計画の中で、河川整備と洪水調節施設を視野に入れて検討している。遊水地を整備したり、上流にダムを造ったりと具体的な対策は河川によって効果が違うため、河川ごとに判断している。

宮川えみ子委員

現在遊水地が整備されているのは東根川のみか。また、県内の遊水地の数を聞く。

河川整備課長

いわき市の湯本川においても既に遊水地の整備が完了して実際に運用しており、県内では東根川と湯本川の2か所に遊

水地を整備している。

河川計画課長

補足する。県管理河川は2か所だが、阿武隈川の直轄事業において、現在須賀川市の浜尾遊水地が整備されており、また、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトで公表しているとおり阿武隈川上流に遊水地を計画しており、今後整備が予定されている。

宮川えみ子委員

県全体で遊水地の数が少ないようである。

自宅付近の鮫川沿いの広い田んぼの脇には堤防がない。先日の豪雨の際は田んぼに水が流れ込んだため下流は助かったが、そこは遊水地ではなく、田んぼの所有者はたまったものではない。堤防を造ったら下流に大変な影響を与えると思うが、田んぼに水が流れ込んでも何の補償もないのはひどいと思う。答弁のあった買上げ方式はもちろんよいと思うが、予算の問題等がある。今述べたような状況であれば、例えば土砂を撤去したり、災害に応じて補償するなど幅広い形で遊水地の積極的な整備が望まれていると思うが、全国の状況を踏まえた考えを聞く。

河川計画課長

遊水地を計画するに当たって、買収のほかに地上権を設定する選択肢もある。地元の合意状況により、買収する場合や地上権を設定してその後の使用を認める場合がある。

先ほども述べたが、今後の遊水地の計画に関しては流域ごとに特性があるため、遊水地ありきではなく、いろいろな選択肢を踏まえた中で効果がある場合には遊水地を整備するなど、流域ごとの計画の中で検討していく。

西丸武進委員

先ほど挙げた湯本川は、調節地があったため今回全く越流しなかった。台風第19号等により全県的に河川が越流し異常な雨だったことが分かるが、その中で越流しなかった例の一つとして湯本川は貴重な存在である。

雨は上流に向かうことはなく、必ず上流から下流にしか流れないため、途中に調節地を造る気構えがなければ駄目である。全ての河川が氾濫状態にあったため、上流から中流、あるいは中流から下流に調節地の整備を考える必要がある。金の問題があり大変だと思うが、計画の中にしっかりとした物差しを当てないとまずいと思っている。将来的にできれば全河川に調節地を造る気持ちでいなければ被害は縮小されないと思う。国の国土強靱化との関係により国と県がタイアップしないとできないと思うが、現在国は物差しを当てているため、強く働きかけを願う。河川整備課と河川計画課は、災害被害を最小限にするために県内全ての河川の上流から中流の間に必ず調節地を設けるとの気構えを持ち、しっかりと国へ働きかけるよう願う。

全河川に調節地を設置すべきと思うが、どうか。

河川計画課長

委員指摘のとおり、湯本川の遊水地が非常に効果があったとの現場の声を聞いている。それを踏まえて、今後の計画に当たって総合的な治水対策を検討していく。

安部泰男委員

県管理河川は河川整備方針が策定されているが、今年の台風第19号等による大雨や水害を経験した上で、今後整備方針を見直す予定はあるか。

河川計画課長

河川整備基本方針・河川整備計画に関して、1級河川では阿武隈川水系の直轄の河川について、国との連携を図りながら状況に応じて対応していく。

2級河川については県が基本方針、整備計画を策定するが、今回の台風により改良復旧を含めて新たに河川改修を整備しなければならないものについて、国と基本方針を調整、協議する。整備計画に関しては、改めて見直しするものや新たに整備するものについて、河川に応じて適宜対応していく。

安部泰男委員

今の段階で基本方針、整備計画を見直さなければならないと考えているのはどこか。

河川計画課長

今後予定している改良復旧事業の箇所については具体的にしていけないため、明らかになった時点で判断していく。

安部泰男委員

それでは今年の出水期までに県民に今後の見通しや方針を示せない。

いわき市の夏井川や好間川が氾濫し、付近に住んでいる人のほとんどがそこに住み続けるようであるが、転居するか迷っている人がいる。住宅は高価であり簡単に買換えできないため、将来の見通しを立てなければならないときに、そこに住み続けることをとても心配している。

いろいろと調整はあるかもしれないが、河川整備基本方針が早急に見直されないと、そのような県民の期待に応えられないと思う。県管理河川についてはそれらをきちんと判断して、早目に方針を示すことが大切だと思うが、どうか。

河川計画課長

委員指摘のとおり、早く方針を示すことが大事であると思っている。国との協議等が整い次第、早い段階で方針を示せるように対応していく。

宮川えみ子委員

西丸委員が述べたように、遊水地に対する位置づけがきちんとしていないため、先ほど私が述べたようなことが地域で起きている。何となく一部分のみ堤防を造らなかった場所から水が入ってきて、農地に被害があっても責任が明確にならず、地主が県、市、出先の事務所に言っても曖昧な対応で方向性すら示されない。予算の問題や国の都合等があるためすぐにはいかなくても、今回の台風や豪雨を受けて、きちんと方向性を示さないと納得がいかないと思う。堤防を造らなかった部分に水が流れる状態をそのままにしてよいのか。無責任極まりないと思う。

西丸委員や安部委員が述べたように、大至急遊水地の整備等を位置づけて示す責任を果たすよう願う。

河川整備課長

遊水地の位置づけについては、河川の氾濫状況等を踏まえながら、現地を調査、確認して対応すべきところは対応していく。

西丸武進委員

河川整備の場合は、現状維持のための整備を行う河川と、越流して改良が必要な河川の大きく2つに分けられると思う。現状維持のための整備では、例えばしゅんせつ、曝気、堤防強化といった維持管理程度で終わってしまうが、それだけで河川がもつのかとの問題がある。

河川を改良する場合は、単に県で行う部分と、国、県がしっかりと的を絞って行わなければならない緊急避難的な部分があると思う。今のうちであれば、河川を眺めると川が流れた跡が残っており、どこまで水位が上がったか、どこにどのような改良が必要なのかが分かる。次に雨が降るまでに整備が完了すればよいが、同じことを繰り返さないためにしっかり計画性を持って改良と河道整備を行わないと駄目である。

また、河道には民地が多くあるが、民地は他人の土地であり県は手つかずだと思う。河道にある民地を買収して整備に充てなければ整備したことにはならない。そのような意気込みを持ってかからないと駄目である。夏井川を含めて、大きな川にはいずれも民地が入ってしまった。民地をなくさないと河道整備ができず維持補修程度で終わってしまうが、それではもたない。河川整備は大変だと思うが、本会議で部長が改善する旨の答弁をしており、部局内で相談、連携して、そこに向かって取り組むよう要望する。

安部泰男委員

河道掘削を予定している箇所が主要事業一覧資料に記載されているが、昨年台風第19号等で水害に遭った地域の選出議員から、河道掘削事業の具体的な時期や場所、護岸整備を行う場合の具体的な工法等を知りたいとの声が上がっている。

それらはいつ頃明らかになるのか。

また、河道掘削を行うと汚泥の処理の問題が出てくる。阿武隈川を河道掘削した際の土を盛土として使用する考え方があり、使用できる箇所を探し始めていると思う。汚泥に近い土をどのように処分するかがとても大きな問題であり、それが解決しないと河道掘削を行っても土を処分するところがなく作業が進まないと思うが、どうか。

河川整備課長

発注見通しにより工事概要が公表される。時期については、計画が整った段階で住民に説明する。

佐藤政隆委員長

汚泥について、例えばヤードを設置して使用することなどが考えられるが、どのように利用していくのか。

河川整備課長

河道掘削のしゅんせつ土については、建設発生土として乾燥した後に使える場合は現場内の盛土として使用し、使用が難しい場合は残土として現場外に搬出している。

安部泰男委員

河道掘削で発生する土は、1河川、1地域でも支川を含めると相当な量になると思うが、それで十分対応できるのか。

河道掘削や護岸整備の具体的な内容について、我々議員は直接県民から聞かれているため、議員にもその内容を教えてほしい。議員が知らないところで住民に教えるのではなく、我々もきちんと説明を受けた上で住民に説明したいと思うが、どうか。

河川整備課長

大量の土が発生する場合、公募等により民間業者等に手を挙げてもらう方法をとっているところもある。なかなか工事の中で処分することが困難な場合があるため、そのような方法を見据えながら対応について検討していく。

実施箇所の事前の説明については、委員に対して定例会閉会後に配付する事業箇所の一覧表により住民に説明願う。

佐藤政隆委員長

河川の発生土について、工事開始時にある程度発生する土量は分かると思うが、処分方法はその段階で分かるとの認識でよいか。

河川整備課長

残土の処分については、事前に搬出場所の計画を立てた上で発注するため、ある程度は対応できるものと考えている。

荒秀一委員

ソフト面の充実として、水位観測や監視カメラ等の増設の説明があったが、当然これは水災害対策協議会の意見を得た上での話だと思う。

私の地元の地域で言えば、津波や今回の台風の情報をいかに正確にキャッチして、避難の勧告を速やかに行い、生命、財産を守るかが非常に大事な課題であることを近くで見えてきた。いろいろな災害に備えて体制を充実させて情報を把握し、どう利用していくかが生命、財産を守ることに直結すると思うが、他部局との連携と、情報の把握について説明願う。

河川整備課長

河川の水位や今後整備予定の監視カメラの映像については、県のホームページに国の河川防災情報のページのリンクを貼って一般の方が確認できるようにしており、水位だけではなく現地の状況を見ることによって、より詳細な情報伝達ができると考えている。

河川の水位情報は県の災害対策課等にも情報伝達しており、また避難判断水位を突破した場合は市町村に対して情報伝達するなど、情報を共有しながら対応していく。

今年度の補正予算及び来年度の当初予算において、カメラと水位計を増設して充実させていく。

佐藤政隆委員長

荒委員の発言の趣旨は、県民の安全・安心を守るためにどのようにするかとのことだと思う。土木部として水位計やカ

メラの設置等を行うが、単に設置してホームページで見られるようにするだけではなく、県民が安全・安心を享受するためにどのようにすればよいかとの質問だと思うため、それを含めて答弁願う。

河川整備課長

住民に対する情報の伝達について、水位に関しては、事前に登録すれば、水位が基準を超えたときにメールで知らせるメールサービスがあるため、そのような機会を捉えながら住民への情報伝達について対応していく。

土木企画課長

危機管理の情報に関する住民への伝達の在り方について、今般の台風第19号に関する被害等を踏まえながら、現在、危機管理部が主となって災害対応検証委員会を設置している。そこで土木部を含めて住民への情報伝達や対応の在り方について検証を進めており、それを踏まえて、今後他部局と連携しながら住民への情報発信等をしっかりと進めていく。

荒秀一委員

本県はいろいろな災害を経験しているため、そこから学ぶことは多いと思う。同じことを繰り返さず、反省するところがあれば速やかに解決しながら、これから起こるであろう災害に対して備えなければならないと思い、質問した。

危険や避難について判断する場合に国、県、当該市町村の連携が大事だと思うが、災害は一気に起こるため、現場まで正確な情報が伝わらずに被害が起きてしまうことがある。ハード面の整備はもちろんだが、土木部においてソフト面についても一生懸命整備しようとしているため、その情報を責任を持って発信して、正確な情報で住民を守るよう願う。

土木企画課長

今般の台風第19号の被害を踏まえた住民への命を守るための情報発信やそれに関連する取組について、これまで答弁したとおり、土木部としてハード面はもとより、住民避難につながる情報発信を含めたソフト、ハード一体となった取組を引き続き実施していく。それらの取組を進めながら、他部局、国、市町村等の関係機関との連携を密にして、今後起こり得る災害に対して住民の危機を軽減し、防災・減災に資する効果が出るようにしっかりと取組を進めていく。

宮川えみ子委員

公営住宅について聞く。国の法改正により保証人を廃止する条例が改正されたが、法改正は高齢化社会、人間の結びつきの希薄化、所得格差の中での弱者の増加といった様相が関係していると思う。県において保証人が廃止になるのはとてもよいが、市町村の公営住宅が圧倒的に多いと思う。各市町村の対応もそれなりに進んでいると思うが、市町村における保証人の廃止状況について聞く。

建築住宅課長

今般の法改正に伴う公営住宅の連帯保証人については、県はさきの議会で承認を得て4月1日から廃止するが、県の取組方針や対応方針について各市町村に情報提供している。市町村の状況については、12月末時点で2市において県と同様に連帯保証人を廃止する方向で検討しているとの情報を得ている。

宮川えみ子委員

状況は変わっているかもしれないが、市町村では随分進んでいないと感じる。各市町村独自の考え方があると思うが、国が連帯保証人を廃止する方向性を示したため、本県の状況も同じであると思う。市町村で何が障害になっていて、それに対して県としてどのような支援をすれば進んでいくと考えるか。

また、廃止する方向で検討しているのは2市しかないのか。公営住宅を持っている市町村の状況を聞く。

建築住宅課長

各市町村で障害になっているのは、家賃滞納がより進むことを危惧していることだと考える。他県において連帯保証人を求めないことを意思決定したのは今年の2月時点で47都道府県のうち18であり、なかなか進まない状況である。

委員指摘のとおり、今後高齢者が増えていく中で、連帯保証人を求めることができない人が増えていくことが危惧されるため、県として連帯保証人を廃止する方針について、引き続き各市町村に情報提供、助言していく。

宮川えみ子委員

引き続き情報提供等を行い、市町村で取組が進むようアドバイス願う。

私は事あるごとに住宅問題について要望しており、衣食住と言われるように住むところがないと人間として生きていくことができず、最後のセーフティーネットになっている。身寄りがいない人はそれを理由に入居できないとの話を聞くため、県としてもう一步進んで何かできないか。

連帯保証人の廃止について、市町村はもう少し進んでいると思ったが、県内59市町村の中で2市のみとの理解でよいか。また、具体的な市名を聞く。

建築住宅課長

いわき市と会津若松市から廃止の方向で検討しているとの回答を得ている。

宮川えみ子委員

各市町村の議会でそれぞれ検討しているかもしれないため、2市以外の状況について分かる範囲で答弁願う。

建築住宅課長

昨年の12月末に行ったアンケート調査の結果では、先ほど述べた2市において廃止を検討しており、それ以外是对応を検討中、あるいはまだ考えていないとの回答が大部分であった。

安部泰男委員

連帯保証人を廃止するための条例改正とのことだが、連帯保証人廃止後に独居の住人が亡くなった場合の私財や家賃の対応を聞く。

建築住宅課長

入居者と連絡が取れないなど県営住宅の管理に支障が生じた際の対応者として、新たに緊急連絡人を確保することを義務づけた。独り住まいの人と連絡が取れなくなった場合は、緊急連絡人を通して相続人等と連絡を取ることを考えている。

安部泰男委員

入居者が滞納した場合の滞納家賃の対応を聞く。

建築住宅課長

連帯保証人を廃止したため、滞納初期の段階から滞納者と面談を行い、家庭、家計の状況を適切に把握するとともに、実態に即した納入指導を進めていく。家賃納入に対して不誠実な世帯等があった場合、民事調停を適切に実施していく。

安部泰男委員

生存している間はよいが、亡くなった場合の残った滞納家賃はどのように処理するのか。

建築住宅課長

滞納者の相続人に対して滞納家賃等の支払いを求めていくことになる。

円谷健市委員

昨年の台風第19号の災害からの復旧に一生懸命取り組み、県民はできる限り早い復旧を望んでいるが、業者からは人材不足に加えて資材不足の話が聞こえてくる。土木部として発注、工期等に様々な課題が生じていると思うが、現在の状況をどのように捉えて、どのような対策をしていくのか。

技術管理課長

東日本大震災以降、土木部において多くの予算に関する様々な入札不調等に対する施工確保対策を講じてきた。今後も施工確保対策を効果的に進めていくが、特に入札不調の要因とされている技術者不足への対応については、技術者数が限られているため、幾つかの工事を一つにまとめて発注規模を大きくし、応札しやすくする取組を行う。あるいは県内外の企業の協力を得ながら、施工が可能となる復興JV制度等を活用して技術者不足に対応していく。

資機材不足については、発注者である国、県、市町村、受注者である建設業協会等の組合、資材を調達する資材会社等の組合が一堂に会する協議会を設置している。それを活用してきめ細かな発注情報を提供するとともに、意見交換しながら対応していく。

いずれにしても、県内各方部で被災状況等が異なっているため、受注者の状況や工事の優先順位をしっかりと考慮して、様々な施工確保対策を効果的に講じながら着実な執行に努めていく。

円谷健市委員

人材不足は早急に解決する問題ではないと思う。いろいろと工夫しながらできる限り早い復旧に力を入れるよう願う。

土36ページ、多世代同居・近居推進費について、新年度予算として約8,000万円が計上されているが、昨年度の福島県多世代同居・近居推進事業の活用状況を聞く。

建築指導課長

土36ページ、多世代同居・近居推進事業について、平成31年度は80戸で約8,000万円の予算を計上しており、予算を最大限に活用し102戸を補助する見込みである。

円谷健市委員

今は若い人がどんどん県外へ転出してしまい、地元に残ることが大変難しくなっているため有効な施策だと思う。若い人が地元に残る場合、母屋と一緒に住むのではなく、母屋の隣に家を建てる人が多くなっている。

新年度予算も同じ金額ではあるが、計画より多くの方が利用しているため、利用者が多ければ多いなりに対応するよう願う。要望である。

宮川えみ子委員

復興住宅について、入居後3年を経過すると収入超過者の家賃が上がるが、若い人で家賃が上がって住めなくなり、退去してしまう例がある。収入超過者の退去状況を聞く。

建築住宅課長

復興公営住宅について、もともと入居する際の家賃は低いが、管理開始5年経過後から収入に応じて段階的に家賃が上がる。今年度は8団地10棟268戸で段階的に家賃が上がっている。それ以外に24世帯が収入超過者として認定されており、それらの方も割増し家賃を徴収している。

宮川えみ子委員

それらの方の退去率は把握しているか。

建築住宅課長

復興公営住宅の退去状況は細かく分析していないが、自力再建に踏み切る、また今般整備を進めている帰還のための災害公営住宅への入居が退去の理由と聞いている。

宮川えみ子委員

もう少し穏やかな手を打つよう要望する。

国がつくった住宅セーフティーネットに関して、各市町村の動きと登録件数を聞く。また、県として推進するための新年度の役割強化のようなものはあるか。

建築住宅課長

現在いわき市において賃貸住宅の供給促進計画を今年度中の策定に向けて取り組んでいる。台風の影響があり若干遅れているが、今年に入ってから引き続き検討会議を進めている。

県内の民間住宅の登録件数について、直近では3月10日時点で882戸である。住宅セーフティーネットの推進については、必要性等について引き続き機会があるごとに市町村に情報提供していく。

西丸武進委員

県には河川管理の台帳があると思うが、保管しているか。

河川整備課長

河川の管理台帳はなく、整備を計画している河川については整備後に整備状況の台帳に代わるものを各出先機関に保管している。

西丸武進委員

河川の管理台帳は全て各建設事務所にあるとの理解でよいか。

河川整備課長

河川の整備台帳の形では作成していない。

西丸武進委員

河川管理の台帳は何かしらあると思う。

河川整備課長

河川そのものについての管理台帳は特にない。

佐藤政隆委員長

台帳ではなくても河川を管理している帳簿等があれば説明願う。

河川整備課長

各建設事務所ですべて事業を実施している河川において、計画を持っているものについては計画に基づいて実施しているため、その計画や実施状況が分かるものはある。

西丸武進委員

河川は全て本川及び支川の台帳があつて管理があると思うが、県全体の河川を押さえる台帳はないのか。

河川整備課長

河川の現況調書において河川の整備の状況等を管理している。

西丸武進委員

名称としては現況調書か。

河川整備課長

河川の現況調書により河川の状況について把握している。

西丸武進委員

現況調書は何年ごとに見直しているか。

河川整備課長

毎年確認して更新している。

西丸武進委員

毎年更新しているのか。

河川整備課長

委員指摘のとおりである。

西丸武進委員

県の河川の中で、災害のたびにいつの間にか河道の状況が変わってしまっているものがあり、河道に民地を含んでしまう場合が多い。それにより今までの県の財産である本川がいつの間にか旧川になり、新しい川は民地に流れてしまうが、どのように財産管理しているのか。

河川整備課長

河川の現況調書では民地等の財産関係は管理していない。民地や堤外民地は河川ごとに状況を把握しており、河川改修の中で用地取得等が必要な場合は個別に対応している。

西丸武進委員

災害はどのような形態で現れるか分からず、河川そのものが管理調書とは異なっている場合が多々見受けられる。現況調書を1年ごとに更新しており、それらを含めて整理され、管理が行き届いているように聞こえるが、実際は数年経過しても民地の公図と実際の河川が合わない。河川を整備するに当たって必ずその障害があるため、それを突破しないと本来

の河川整備にはならない。その辺の考え方をもう少し整理しないと各建設事務所においてもなかなか整備が進まない。地主とやり取りしても測量できず、河川の範囲が分からないまま数年が経過し、いつまでたっても決着がつかないため、現況調書に基づいて整理願う。要望である。

安部泰男委員

県道14号いわき石川線について、南国のムードを出すために街路樹としてシュロの木が植栽されているが、枯れているため仕方なく切った木があり、管理が大変だと思う。そこは他地域から来た方が結構通る場所だが、今後の街路樹の管理について聞く。

道路管理課長

街路樹については通常の道路パトロールで確認して、枯れているものや枝が伸びているものについては、剪定や伐木により管理している。今後も状況を見ながらその箇所に応じて管理していく。

安部泰男委員

具体的な箇所を述べたため把握していないかもしれないが、しっかり取り組むよう願う。

少し前の新聞で、国における道路計画で街路樹を植栽しないとの記事を読んだ記憶があるが、国からそのような情報は来ているか。今後県では街路樹をどのように整備するのか。

道路整備課長

国からそのような情報は来ておらず、基本的には県が整備を進めている道路について、都市計画に基づく緑地帯が必要な道路については植樹帯を設けている。

安部泰男委員

県道に限らず、国道や市道についても街路樹が大きくなり住民から苦情が来る。道路を造るときに街路樹を植栽するルールがあると思うが、街路樹の植栽が義務づけられている場所に植栽し、管理しているとの認識でよいか。

道路整備課長

委員指摘のとおりである。

苦情の件で補足する。例えば根が歩道を盛り上げて障害が起きる場合等があり、一定以上枝が伸びたり、背が高くなったり、根が伸びたりしないように囲って植樹する方法がある。

円谷健市委員

道路整備について聞く。県内のいろいろな場所で拡張工事等の道路整備を行っており、地権者との問題により順調に進んでいた工事が中断するケースがあるが、それらの県内での数を把握しているか。

地権者からの様々な要望に対して交渉が難しくなると、半年、一年くらい交渉に来なくなるとの声を聞く。皆には苦勞をかけるが、そのような問題が起きた場合も工事は進めなければならない。私の地元でも道路整備の要望がたくさんあり、さきに述べた理由でなかなか工事が進まないと説明しているが、県の対応がまずいとの声も聞こえてくる。県として今後どのように対応していくのか。

道路整備課長

用地が難航している箇所の具体的な数は把握していないが、基本的には丁寧に粘り強く用地交渉を重ねることが原則である。それでも駄目な場合は、例えばやむを得ず事業を一旦休止する、または用地が確定した範囲内で行うが、引き続き用地交渉を行っていくなどの対応をとっている。

直近では、約20年前から交渉が決まらなかった用地が最近決まったことにより、当該地を含む工区やバイパスが完了する例がある。そのような例に倣いながら丁寧に交渉を続けていく必要がある。期限が決まっている事業については、別の方法を検討しながら進めていく必要があると考えている。

円谷健市委員

私の地元はいろいろと問題が多いが、交渉がそのような状況であることは理解している。用地交渉で文句を言われたら

職員は交渉に行きたくないし、なかなか用地が決まらない箇所は事業をストップすることになる。骨が折れるが、丁寧に説明しながらできるだけ理解を得られるように交渉願う。要望である。

道路整備課長

委員指摘のほかに、例えば県道いわき浅川停車場線について、少し時間がかかったものの今年度用地が決まり、来年度から工事着手できることとなった。引き続き丁寧に交渉を続けていく。

西丸武進委員

人口の問題はあるが、地域を眺めると限界集落がたくさんある。私の出身はいわき市遠野町で、隣の町は田人町、脇は三和町だが、どこで止めればよいのかと思うくらい限界集落が進んでいる。県に聞くと、市町村から活力が増す要望、課題が上がってくれば県として回答すると言う。しかし、どこをどうすれば、どのような切り口で取り組めばそこに新しい光が当たるのかといった県側からの物の見方がまちづくりのスポットだと思っている。

本県は国道や県道が立派になって道路網がよくなってきており、循環型道路ができている。そのような道路ができているところで限界集落がある地域にスポットを当てて人口交流を盛んにしたり、農業の育成者を増やして生産額を増やしたり、まちのにぎわいをつくるのは土木のまちづくりの分野であると思うし、それには必ず都市計画の問題が出てくる。

道の駅構想が出てきているが、道の駅を一つ造れば雇用を生み、農業の生産意欲がどんどん加速され、まちづくりにもにぎわい、地域に一つの新しい活力が生まれる。そのような構想にスポットを当てるのが県の土木部であり、限界集落を防ぐためにまちづくりの先行きは大事だと思うが、考えを聞く。

まちづくり推進課長

委員指摘のとおり、本県は道路整備が進んで日が当たる場所がある一方で、人口減少が進んでいる。その中で、風土や様々な地域資源を活用して交流人口や地域活力を生んでいく芽生えが各所で見られる。地域住民とともに人を呼び込む様々な戦略を考え、計画づくりを支援したり、土木施設を活用して地域の交流促進につながる事業を実施している。

例えばいわき市の小川地区において事業を実施しており、また只見線が全線再開する中で、景観がよいことに注目して道路上等に視点場、いわゆるビュースポットをつくり、交流人口を増やす取組をしている。併せて、そのようなところでいろいろな活動ができる方と連携しながら取組を進めることを考えている。

まちづくりの大きな意味で土木部としてソフト、ハード一体となって支援するメニューを持っており、各スポットで様々な交流が生まれる活動を支援していく。例として元気ふくしま地域づくり交流促進事業を実施しているため、いろいろな視点でしっかりと地元を展開していく。

江花圭司委員

3桁国道と伝統的建造物群保存地区がある地域について、伝統的建造物群保存地区の建物が交差点改良の対象となる場合、市町村で伝統的建造物群の協定を結んでいる建物を残すのか。または3桁国道を管理する県で改良を実施するのか。どちらを優先するのか。

道路整備課長

道路整備についてはその地域の実情を踏まえなければならないと考えており、委員指摘のような場所については地元自治体と相談して、場合によっては計画の見直しを含めて検討していく。

江花圭司委員

道路を管理する県や市町村の考えと、建物の所有者の考えが食い違っている場合がある。例えば、建物の所有者は建物をセットバックしたり壊したりするように言うが、市町村は景観を守る意味合いで建物を残そうとする。所有者がその代で終わってしまう場合、その後の対応はとてもシビアだと思う。所有者がその後何年間物件を持ちこたえることができるかを考えていかないと、所有者が不明になってしまったり、景観を維持する所有者がいなくなり、その後景観に配慮がない所有者に所有権が移転してしまったりする。今後の地元自治体との連携の考え方を聞く。

道路整備課長

先ほども述べたが、地元自治体のまちづくりの考え方は非常に大切であると考えている。道路の整備を急ぐより、まちづくりの観点で市町村の考え方を踏まえながら検討していく必要があるため、引き続きしっかり話し合いを進めていく。

宮川えみ子委員

国道289号のおふくろの宿のところについて、現在迂回路を造っているが、今後はずっと迂回路を使用するのか。あの場所は前知事が相当な金をかけた国道だが、将来計画と崩れた部分の今後の在り方を含めて聞く。

道路整備課長

国道289号は国の権限代行によって国が復旧を進めているが、今年度末までに対岸に渡る2車線の仮道が完成する予定である。そのため、大きく迂回するのではなく、線形は少し悪いが対岸に渡る仮道を通ることになる。問題は山側の工事だが、県の農林水産部において既に工事は契約済みと聞いている。また、林野庁においては現在公告中で明日開札予定と聞いており、今後速やかに山側の復旧作業に着手すると考えている。併せて、国土交通省の本復旧工事が今月19日に開札し、それらが連携しながら工事を進めていくと聞いている。現在の道路が通行可能となる時期はまだ明確にされていないが、我々も引き続き連携を深めながら早期復旧に取り組んでいく。